高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継に係る企業等実態調査業務 委託提案公募要領

1 業務の目的

本要領は、高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター(以下「当センター」という。) において、香川県内中小企業・個人事業者の事業承継に係る実態調査を実施するにあたり、業務の受託 業者を選定するための提案公募に必要な事項を定めることとする。

2 業務概要

(1)業務名

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継に係る企業等実態調査業務委託

(2)業務内容

香川県内の中小企業・個人事業者のデータ購入 事業承継支援に係る企業実態調査票作成業務 別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(4)委託料上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない)を上限とする。

(5) 委託者

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター

3 参加資格

本提案公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 香川県内に本社(本店)又は支店、活動拠点等の事業所を有する者。
- (2) 本業務に類する中小企業への調査及び調査結果の集計記録を納品した実績を有していること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力 団及びその構成員でない者。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者で ない者
- (5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者であること。

4 委託業者選定までのスケジュール

令和 7年 10月 27日 (月) 公募 (提案書)・提案公募に関する質問受付開始

令和 7年 11月 5日(水) 提案公募に関する質問受付期限

令和 7年 11月 10日(月) 公募·提案書受付終了

令和 7年 11月 中旬 審査結果通知(予定)

5 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間

令和7年10月27日~11月5日 午後5時15分必着

(2) 質疑方法

電子メール(送信先: hikitsugi@kagawa-hikitsugi.go.jp) により提出すること。

(3)提出場所

香川県事業承継・引継ぎ支援センター(担当:三谷、岡村、近藤)

(4) 質疑様式

質問及び回答書(様式第3)とし、次の点に留意して記載すること。

- ① 件名は「高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継に係る企業等実 態調査業務委託に関する質問」とすること。
- ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ③ 質問の内容は、公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ること。
- (5) 質問に対する回答

回答は都度、質問者に対して電子メール、もしくは電話で行うものとする。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、次に 掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間外に提出されたもの
- ク 他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問

6 提出方法

- (1) 公募要領等の配布
 - ① 配布期間

令和7年10月27日~11月10日 午後5時15分まで

② 配布場所及び受付場所

高松商工会議所ホームページからダウンロードできる。

(2) 企画提案書等の提出

次のとおり、企画提案書等を提出すること。提案は1応募者あたり1案とする。

① 提出期間

令和7年10月27日~令和7年11月10日 午後5時15分必着 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所

香川県事業承継・引継ぎ支援センター(担当:三谷、岡村、近藤)

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

4 提出書類

ア 企画提案書 任意様式とし、仕様書を参照し、項目ごとに提案内容を具体的に記載すること。 イ 見積書 任意様式とし、詳細な積算内訳書を添付すること。

⑤ 提出部数

正本1部及び副本5部とすること。

⑥ 企画提案書の内容

別途、仕様書の内容を踏まえたうえ、調査対象数や対象先のレベル感、調査票のボリューム数、 催促の可否、集計方法、調査回答数・回収率等についても、具体的に分かりやすく記載すること。

- (3)提出された応募書類の取扱い
 - ① 提出された企画提案書は、本業務委託における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ③ 応募に当たって必要な書類(企画提案書等を含む。)は、応募者の負担で作成し、提出された書類は返却しない。また、提出された書類の提出締切り後の差換え、再提出は認めない。
 - ④ 企画提案した参加企業名は、公開する場合がある。また、企画提案書等の著作権は、提案者に 帰属するが、委託契約後に委託金の支払いをもって当センターに譲渡するものとする。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 事業者の選定及び結果の通知

(1)審査基準

別紙「高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継に係る企業等実態調査業 務委託提案 審査基準」にもとづく。

(2)審査方法

提出された企画提案書及び見積書の内容を「高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センタ 一事業承継に係る企業等実態調査業務公募型プロポーザル審査委員会」において審査、採点を行う。

- (3) 候補者の選定方法
 - ① 失格者を除いた者の内、(1)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ③ ①、②に関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ② 本公募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が2(4)の上限額を超える場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 審査に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合、提出された企画提案書等 の内容について審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を受託候補者とする。

8 選定結果の通知

審査選定の結果については、11月中旬頃、応募者全員に文書で通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、受託候補者として選定した者であっても、契約手続が完了するまでは、当センターとの契約関係は生じない。

9 委託契約の締結

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と当センターとの間で、委託内容、経費等について再度調整を 行った上で協議が調った場合、予算の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

11 その他

- (1) 仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することは禁じる。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (3) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号)及び「高松商工会議所 個人情報保護内規」(平成 17 年 4 月 1 日制定)に則り、適 正に個人情報を取り扱うものとする。

12 応募・照会先

〒760-8515 高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所会館1階

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター(担当:三谷、岡村、近藤)

電話 087-802-3033 FAX 087-802-3070

E-mail hikitsugi@kagawa-hikitsugi.go.jp